

## 19 還付金

## 19 - 1 支払決定の状況

(単位 千円)

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	合 計
源 泉 所 得 税	247,277,459		247,277,459
申 告 所 得 税	30,431,778		30,431,778
法 人 税	156,144,119		156,144,119
消 費 税	2,866		2,866
消 費 税 及 地 方 消 費 税	418,177,622		418,177,622
そ の 他	8,683,170		8,683,170
計	860,717,014		860,717,014
14 年 度	928,194,245	10,516,167	938,710,412
13 "	828,088,034	9,845,682	837,933,716
12 "	1,005,208,790	10,114,167	1,015,322,957
11 "	920,976,926	9,056,070	930,032,996

調査期間：平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(注) 還付加算金を含む。

用語の説明：1 還付金とは、年税額より予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に控除不足が生じる場合、あるいは、純損失の繰戻しが行われる場合等に納税者に還付すべき国税をいう。

2 支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

3 支払委託官分とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものをいう。なお平成15年度分からは、支払委託官分の取扱いが廃止され、支払命令官分のみとなった。